

自由金利型定期預金（M型）＜複利型＞ 商品概要説明書

（2025年1月現在）

1	商品名	・自由金利型定期預金（M型）（愛称：スーパー定期）＜複利型＞
2	ご利用いただける方	・個人のお客さま
3	期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 3年・4年・5年 ・期日指定方式 3年超5年未満 ・定型方式の場合は、自動継続（元金継続または元利継続）でのお取扱いができます。ただし、元利継続の場合で、継続後の元金が1,000万円以上となる場合は、継続を停止します。
4	預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預け入れいただきます。 ・1円以上1,000万円未満 ・1円単位
5	払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6	利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ時の約定利率を満期日まで適用します（固定金利）。自動継続をご利用の場合、継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率（固定金利）を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・お預け入れ日から満期日の前日までの日数および約定利率によって、6ヵ月複利の方法で計算します。 ・1年を365日とする日割計算をおこないます。 ・付利単位：1円
7	税金	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%） ※ただし、平成25年1月1日～令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
8	預金保険制度	・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
9	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座にてご利用いただく場合は、この預金を担保として、総合口座の普通預金で当座貸越ができます。 貸越利率＝「担保となる定期預金の約定利率」＋0.5% ・個人のお客さまは、マル優の取扱いが可能です。
10	中途解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、預金規定に基づき、お預け入れ期間に応じた以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）により計算した利息とともに払い戻します。 【預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合】 A. 預入後6ヵ月未満 解約日における普通預金利率 B. 預入後6ヵ月以上1年未満 約定利率×40% C. 預入後1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×50%

		<p>D. 預入後1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E. 預入後2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×70%</p> <p>F. 預入後2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>G. 預入後3年以上4年未満 約定利率×90%</p> <p>【預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合】</p> <p>A. 預入後6ヵ月未満 解約日における普通預金利率</p> <p>B. 預入後6ヵ月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>C. 預入後1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×20%</p> <p>D. 預入後1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×30%</p> <p>E. 預入後2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×30%</p> <p>F. 預入後2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>G. 預入後3年以上4年未満 約定利率×50%</p> <p>H. 預入後4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p>【預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合】</p> <p>A. 預入後6ヵ月未満 解約日における普通預金利率</p> <p>B. 預入後6ヵ月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>C. 預入後1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×20%</p> <p>D. 預入後1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×30%</p> <p>E. 預入後2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×30%</p> <p>F. 預入後2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>G. 預入後3年以上4年未満 約定利率×50%</p> <p>H. 預入後4年以上5年未満 約定利率×70%</p>
1 1	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、支払います。 ・利率は窓口までお問い合わせください。 ・元金・利息を指定口座へ入金する際、満期日が銀行休業日であったときは、その銀行休業日付で、翌営業日に指定口座への入金手続きをおこないます。
1 2	当金庫に対する苦情申出先	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまサービスセンター お客さまサービスセンター連絡先 電話番号 0120-079-366 サービスについてのご意見・ご感想（商工中金ホームページ内） https://www.shokochukin.co.jp/opinion/service/
1 3	当金庫との紛争の解決のための申立先	<ul style="list-style-type: none"> ・東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター 東京弁護士会紛争解決センター連絡先 電話番号 03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター連絡先 電話番号 03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター連絡先 電話番号 03-3581-2249